

佐賀県告示第 30 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 6 年 2 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

佐賀市加入区